

駐車場法施行令第15条に規定する特殊の装置の取扱いについて（技術的助言）

平成26年12月25日  
国 都 街 第 9 0 号  
都道府県、政令指定都市駐  
車場担当部局長あて国土  
交通省都市局街路交通施  
設課長から通知

駐車場法施行規則の一部を改正する省令（平成26年国土交通省令第68号）（以下「改正省令」という。）が平成26年7月25日に公布され、平成27年1月1日より施行されることに伴い、「駐車場法施行規則の一部を改正する省令の施行等について」（平成26年12月25日国都街第88号）を通知したところである。

今般の改正に伴い、駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）第15条に規定する特殊の装置（以下「機械式駐車装置」という。）の取扱いについて、下記のとおり通知するので、貴職におかれては十分御了知の上、適正な運用を図られるとともに、貴管下市町村（政令指定都市を除く。）に対しても、本通知の内容について周知方お願いしたい。

なお、「駐車場法施行令第15条の認定の申請書について」（平成13年3月30日国都街第21号）は、平成26年12月31日をもって廃止する。

記

1. 路外駐車場に設置される機械式駐車装置の取扱い

「機械式駐車装置の構造及び設備並びに安全機能に関する基準」（平成26年国土交通省告示第1191号）（以下「新基準」という。）は、改正後の駐車場法施行規則（以下「新規則」という。）第4条第1項の規定に基づき、機械式駐車装置の構造及び設備並びに安全性を確保するために必要な機能を定めるものであり、平成27年1月1日以降、新基準に基づき駐車場法施行令第15条に基づく認定を行うこととなる。

このため、都道府県等においては、路外駐車場（一般公共の用に供され、自動車の駐車のために供する部分が500平方メートル以上のもの）に設置される機械式駐車装置の駐車場法上の取扱いについて、特に以下の点に留意されたい。

（1）認定書の写しと特殊装置設置計画書の添付

改正省令の施行後に新たに設置される装置については、駐車場法第12条に基づく届出書に、認定書（参考）の写し及び特殊装置設置計画書（別添様式）を添付し

て提出することとしていることから（認定書の留意事項参照）、届出書の受理にあたっては、これらの書類に遺漏がないことを確認すること。

#### （２） 認定の有効期限と設置予定日の確認

平成２７年１月１日以降に認定を受けた型式の装置（以下「新基準認定装置」という。）については、認定に有効期限が付されることから、届出事項の確認にあたっては、認定書に記載の有効期限を確認の上、特殊装置設置計画書の記載をもとに、当該装置の設置予定日が有効期限を超えるものではないことを確認すること。なお、設置予定日は、装置の本体部分の設置（据付等）に係る工事の着手予定日とする。

#### （３） 認定日と設置予定日の確認

届出事項の確認にあたっては、認定書に記載の認定日を確認の上、新基準認定装置であることを確認すること。

なお、経過措置として、平成２７年１月１日から１年６月の間に限り、平成２６年１２月３１日以前に認定を受けた型式の装置（以下「旧基準認定装置」という。）の設置を認めることとしている（附則第４項）。このため、旧基準認定装置が用いられる場合においては、特殊装置設置計画書の記載内容をもとに、その設置予定日が平成２８年６月３０日を超えるものではないことを確認すること。

#### （４） 認定の条件の確認

認定書に添付される「認定の条件」の記載内容をもとに、届出の内容がその条件に適合していることを確認すること。

#### （５） 既設装置の取扱い

改正省令の施行前に認定を受けて現に設置されている装置については、これに新基準を遡及適用することの社会的影響の甚大性に鑑み、引き続き認定の効力を認めることとしている（附則第３項）。

これにより新基準が適用されなかった路外駐車場であっても、改正省令の施行後、装置の新設、大臣認定の有効期限を超える既設装置の入替え又は大臣認定番号（型式）の変更を伴う装置の改造を行う場合には、新たに設置又は改造する装置について新基準への適合義務が生じる。また、これらの場合は、届出事項の変更に該当することから、設置者は駐車場法第１２条に基づく届出が必要であり、当該装置について新設装置と同様に届出事項の確認を行う必要があること。

## 2. 附置義務駐車施設に設置される機械式駐車装置の取扱い

今般の省令改正により、旧基準認定装置については1年6月の間に限り認定の効力が認められ、新基準認定装置については認定に有効期限が付されることから、附置義務駐車施設に設置される機械式駐車装置の取扱いについて、条例等で新基準への適合を要求する場合においては、大臣認定が装置の設置予定日において有効なものである必要があることに留意されたい。

以 上

(様式)

## 特殊装置設置計画書

年 月 日

(あて先) ○○市長

(駐車場管理者の氏名又は名称及び住所)

1. 駐車場の名称	
2. 駐車場の位置	
3. 特殊装置の名称等	
4. 特殊装置の認定番号	
5. 特殊装置の認定の有効期限	年 月 日
6. 特殊装置の設置予定日	年 月 日

注意) 設置予定日は、特殊装置の設置(据付等)に係る工事の着手予定日とする。  
設置予定日に変更となる場合、変更が明らかになった時点で速やかに変更計画書を提出すること。  
複数の装置が設置される場合は、装置ごとに計画書を提出すること。  
認定の条件に適合していることがわかる図面、説明資料等を添付すること。

認 定 書

平成●●年●●月●●日付けで申請のあった特殊の装置については、駐車場法施行令第15条の規定により認定する。

記

- 1 認定番号                      ◇◇ (●●) - ●●
  
- 2 装置の分類                      二段・多段方式
  
- 3 装置の名称                      ■■■■■■
  
- 4 駐車場法施行令第  
2章第1節の規定  
の特例を認める事項              令第9条、令第10条、令第12条、  
令第13条
  
- 5 認定の条件                      別添のとおり
  
- 6 認定の有効期限                  平成●●年●●月●●日
  
- 7 安全機能の認証                  認証機関名：□□□□□□  
 認証日：平成●●年●●月●●日  
 認証番号：第●●号  
 有効期限：平成●●年●●月●●日
  
- 8 製作会社名                      ■■■■■■

平成●●年●●月●●日  
国土交通省 ◇◇地方整備局長

別添

## 【認定の条件】

- ① 令第7条（出入口）関係  
本条の規定による。
- ② 令第8条（車路）関係  
本条の規定による。
- ③ 令第11条（防火区画）関係  
本条の規定による。
- ④ 令第12条（換気装置）関係  
前面空地として設ける車路が建築物である場合は、当該部分においては令第12条の規定による。
- ⑤ 令第14条（警報装置）関係  
本条の規定による。

### 〔留意事項〕

駐車場法第12条に基づく届出の際には、本認定書の写し及び特殊装置設置計画書を提出すること。